

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等について

平成22年11月9日
総務省自治行政局国際室

1. 背景

各国の政府（中央、地方）が調達する契約について、内外無差別の原則を適用するため、新たな「政府調達に関する協定」が、我が国を含む23カ国の署名により、1994年4月15日に締結。



我が国においては、1995年5月31日に国会承認。
協定は1996年1月1日から発効。

2. 地方公共団体への適用に当たっての対応

- 地方公共団体における契約制度については、もとより公正、機会均等、経済性を確保したものの。
- しかし、新たな「政府調達に関する協定」を実施するため、協定の適用を受ける都道府県及び指定都市の締結する一定額（適用基準額 次ページ参照）以上の契約に限って、協定の実施に必要な範囲内で契約手続に関する地方自治法施行令の特例を制定。



「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」
（1996年1月1日から施行）

- なお、協定の適用対象とならない契約については、「特例政令」は適用されず、従来どおりの取り扱いとなる。

3. 適用対象

物品等	20万SDR (3,000万円)
特定役務のうち建設工事	1,500万SDR (23億円)
特定役務のうち建築のためのサービス等	150万SDR (2億3,000万円)
その他のサービス	20万SDR (3,000万円)

(括弧内の邦貨額は2010年4月1日～2012年3月31日のもの)

4. 特例政令で定める主な事項

- ① 競争入札参加者の資格に関する公示を年度ごとに行うこと。
- ② 一般競争入札の公告事項及び指名競争入札の公示事項を定めること。
- ③ 競争入札参加者に入札説明書を交付すること。
- ④ 最低制限価格制度を適用しないこと。
- ⑤ 随意契約事由を限定すること。
- ⑥ 落札者等の公示を行うこと。